

宮若市住宅等改修補助金制度 手続きの流れ

宮若市役所本庁建築都市課住宅管理係に申請書類などを提出してください。

提出書類 (1) 宮若市住宅等改修補助金交付申請書

(2) 世帯全員の住民票の写し

(3) 住宅が自己の所有であることを証明する書類 (評価証明書等)

(4) 改修工事見積書及び内訳書の写し

(5) 建物の位置図 (付近見取図)

(6) 建物の配置図

(7) 改修工事箇所図面

(8) 改修工事前の現場写真

※地域公民館の改修工事にあっては、(4)～(8)

※宮若市住宅等改修補助金交付申請書は、本庁建築都市課、宮若市ホームページ (<http://www.city.miyawaka.lg.jp>) で配布しています。

↓ 補助金を交付できるか審査します。

補助金の交付について審査した後、市役所から申請者に交付決定通知書を交付します。(補助金交付・不交付の決定)

↓ ※交付決定通知書の交付決定日より2ヶ月以内に、工事を着工してください。

住宅改修工事の着工

施工管理写真(施工前、施工中、施工後)を必ず撮影してください。

施工中に工事の中止や工事内容の変更が発生する場合は、変更の手続きをしてください。

提出書類・宮若市住宅改修補助金変更等申請書

・変更後の改修工事見積書及び内訳書の写し

・変更後の改修工事箇所図面

・変更後の改修工事前の現場写真

↓ 工事完了

宮若市役所本庁建築都市課住宅管理係に、完成後1ヶ月以内、遅くとも平成29年3月31日までに、完了届を提出してください。

提出書類 ・宮若市住宅等改修補助金実績報告書

・工事代金支払領収書

・施工管理写真(施工前、施工中、施工後)

↓ 工事完了の確認、補助金を交付できるか審査します。(補助金額の確定)

市役所から申請者に宮若市住宅等改修補助金確定通知書を交付しますので、宮若市住宅等改修補助金請求書を提出してください。

↓

申請者の指定する金融機関の口座に補助金を振り込みます。ご確認ください。

お問い合わせは：宮若市役所建築都市課住宅管理係 電話0949-32-0955